

納入通知書をお送りします 国民健康保険料の「公的年金からの特別徴収」

特別徴収の対象となる世帯については、世帯主の公的年金から、同じ世帯の国民健康保険加入者全員分の国民健康保険料を特別徴収します。

対象となる世帯には、今月中旬に納入通知書をお送りします。また、世帯の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳である世帯のうち、特別徴収の対象とならなかった世帯で、口座振替を利用していない場合には、5期分～10期分の納付書をお送りします。

なお、特別徴収の対象となる世帯で、口座振替を希望する場合は、改めて申請が必要です。

平成24年度の保険料や自己負担割合等についてお知らせします 後期高齢者医療制度

平成24年度の保険料額等について

24年度の保険料額決定通知書をお送りします

公的年金からの特別徴収の方

24年度の保険料額決定通知書を、今月中旬にお送りします。

普通徴収(納付書・口座振替での支払)の方

24年度の保険料額決定通知書と7月分～25年3月分の納付書を、今月中旬にお送りします。

自己負担割合を判定します

公的年金からの特別徴収と普通徴収の併用の方

7月分～9月分は、今月お送りする納付書等でお支払いいただき、10月以降は公的年金からの特別徴収となります。

公的年金からの特別徴収を口座振替に変更できます

保険料の支払方法は、公的年金からの特別徴収が原則ですが、申出書と口座振替依頼書を提出していただくことで、口座振替に変更できます。申出書等の配布場所は、お問い合わせください。

社会保険料として控除されます

保険料は、所得税や住民税を計算する際の社会保険料として控除されます。社会保険料控除は、公的年金からの特別徴収の場合、ご本人に適用されますが、口座振替の場合は、口座振替により保険料

世帯全員が住民税非課税の方

世帯全員が住民税非課税(区分Ⅰ・Ⅱ)に該当する方は、申請によって、「後期高齢医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。認定証を医療機関等の窓口で提示することにより、医療費の自己負担限度額と入院時の食事代が減額されます。ただし、すでに認定証をお持ちで、引き続き対象となる方には、8月1日までに新しい認定証をお送りします。

被保険者証の更新と自己負担割合等について

被保険者証を更新します

8月に、すべての加入者の被保険者証を更新します。新しい被保険者証(青竹色)は、8月1日までに郵送でお送りします。

自己負担割合を判定します

医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合(1割または3割)を、平成23年の所得に応じて判定します。なお、自己負担割合に応じた1か月の自己負担限度額等については、下表のとおりです。

申請によって、自己負担割合等が軽減されます

収入が一定基準未満の方

次のいずれかの基準に該当する方は、申請によって自己負担割合が3割から1割に軽減されます。

- ▼世帯の被保険者が2人以上で、収入の合計が520万円未満の方
 - ▼住民税課税所得が145万円以上、かつ収入が383万円以上の被保険者で、同一世帯に属する70歳～74歳の方も含めた収入の合計が520万円未満である方
- *いづれも収入には必要経費等を含む

医療費の自己負担限度額等

区分・自己負担割合	対象	医療費の1か月の自己負担限度額		入院時の食事代(1食あたり)
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並み所得者(3割負担)	住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者および同一世帯の被保険者	4万4400円	8万100円 *10割分の医療費が26万7000円を超えた場合、超えた分の1%を加算 *過去1年間に高額療養費の支給を4回以上受けた場合、4回目以降は4万4400円	260円
一般(1割負担)	「現役並み所得者」「住民税非課税世帯等」以外の方	1万2000円	4万4400円	260円
住民税非課税世帯等(1割負担)	区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税である方	8000円	2万4600円	▶90日までの入院=210円 ▶91日以上の入院=160円
	区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税であり、世帯の所得が一定基準以下の方	8000円	1万5000円	100円



申請の必要はありません。お問い合わせ)国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当 ☎5608-6192

決定通知書をお送りします 介護保険料

65歳以上の方の平成24年度介護保険料(年額)が決定しました。対象となる方には、今月中旬に「納入通知書(決定通知書)」をお送りします。今回通知する保険料額は、確定した今年度の住民税課税状況に基づき算定したもので、24年4月～25年3月の1年間分となります。

介護保険料の納付方法

原則として、支給される公的年金から介護保険料を特別徴収する方法となります。

ただし、▼老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円未満の方 ▼65歳の誕生日から6か月以上

経過していない方 ▼区に転入されて6か月以上経過していない方 ▼介護保険料が減額になった方

などは、区からお送りする納付書や口座振替で納めていただく普通徴収の方法となります。納付書で納入していただく方については、今回お送りする決定通知書に7月分～9月分の納付書を同封しますので、各納期限までに、介護保険課(区役所4階)、各出張所、金融機関、コンビニエンスストアでお納めください。

問合せ)介護保険課資格・保険料担当 ☎5608-6937

料担当 ☎5608-6937

ご利用ください

**すみだ郷土文化資料館の
展示解説**

地元ボランティアによる
展示解説で、すみだの歴史
をお楽しみください。

■個人向け

【とき】第2・第3日曜日午後
1時～4時**【申込み】**当日直接
会場へ

■団体(20人以上)向け

【申込み】解説を希望する日
の1か月前までに電話で問
合せ先へ



【問合せ】すみだ郷土文化資
料館(向島2-3-5) ☎5619
-7034

■募集住宅の概要

種別	名称(所在地)／間取り	戸数	入居者負担額／ 共益費 *いす れも月額
区民住宅	シティハイム千歳(千歳 3-10-12)／3LDK (70.58㎡)	各1戸	11万1500円～ 17万8100円／ 4500円
	シティハイム京島(京島 3-34-7)／3LDK (62.87㎡)		9万1600円～ 10万7800円／ 5000円
指定法人管理型住宅	ファミリーユタカダ(本所 4-30-10)／2LDK+ S、3LDK (65.06㎡)	各1戸 (見込み)	10万8000円～ 11万9000円／ 1万2000円
	コンポステラ飯塚(石原 1-23-2)／2LDK+ S、3LDK (65.89㎡、 68.09㎡)		11万7300円～ 12万1200円／ 1万2000円
	アビタシオンOHYA(江 東橋5-8-9)／3LDK (67.61㎡～68.06㎡)		9万4000円／ 1万3000円

①入居者負担額は世帯の所得により異なります。
②抽選の結果、補欠となった方は、申し込んだ住宅で抽選後1年
以内に空き家が発生した場合に、入居対象者となります。

「募集住宅の概要」左表のとおり
「対象」区内在住で、次のす
べての要件を満たす方▼現に同
居しているか同居しようとする
親族がいる ▼所得が定められ
た基準内である ▼住民税を滞
納していない *ほかにも要件
あり**「募集パンフレットと申込書**
の配布期間・場所」7月23日(月)
まで・住宅課(区役所9階)、
区民情報コーナー(区役所1
階)、各出張所 *土・日曜日、
50円切手2枚を同封

祝日は区民情報コーナーのみ
*区ホームページから出力可
送▼直接7月23日までに
送▼郵送7月24日(必着)までに
〒130-8640住宅課公営住宅
担当 ☎5608-6214へ
*申込書を直接持参する場合
は、収入がある方全員の平成23
年中の所得が分かるものと、は
がきも必要 *郵送の場合は、

募集します
**区民住宅のあき家入居者と指定法人管理型
住宅の入居登録者(中堅所得世帯用)**

■所得制限額

(表3)

扶養親 族等の 数	児童扶養手当			特別児童扶養手当	
	本人 全部支給	本人 一部支給	配偶者・ 扶養義務 者	本人	配偶者・ 扶養義務 者
0人	19万円	192万円	236万円	459万 6000円	628万 7000円
1人	57万円	230万円	274万円	497万 6000円	653万 6000円
2人	95万円	268万円	312万円	535万 6000円	674万 9000円
3人	133万円	306万円	350万円	573万 6000円	696万 2000円
4人以上	1人増え るごとに 38万円 を加算	1人増え るごとに 38万円 を加算	1人増え るごとに 38万円 を加算	1人増え るごとに 38万円 を加算	1人増え るごとに 21万 3000円 を加算

①所得とは、年間総収入から、▶給与所得の場合＝給与所得
控除 ▶事業所得の場合＝必要経費をそれぞれ引いた額
です。その他の控除に関する詳細は、お問い合わせください。
②児童扶養手当(本人)の所得は、養育費を受けている場合、
その8割を加算した額となります。
③8月分以降の手当は、平成23年中の所得で判定します。

■手当を申請できる方

(表1)

児童扶 養手当	次のいずれかに該当する、平成6年4月2日以降に 生まれた児童(一定の障害がある場合は20歳未満 の児童)を養育している母親または父親、養育者 ▶父母が離婚している ▶父または母が、死亡ま たは生死不明である ▶父または母が重度の障害 者(身体障害者手帳1・2級)である ▶父または母 に1年以上遺棄されている ▶父または母が1年以 上拘禁されている ▶婚姻によらないで生まれた *支給要件に該当した日が10年3月31日以前の場合 は、時効により申請不可(父子家庭を除く)
特別児 童扶養 手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育し ている方▶身体障害者手帳おおむね1級～3級程度 (内部障害を含む) ▶愛の手帳おおむね1度～3度 程度 ▶上記と同程度の疾病か、身体または精神 の障害がある

■手当額(月額)

(表2)

児童扶養 手当(全額 支給)	児童扶養 手当(一部 支給)	児童扶養 手当加算額	特別児童 扶養手当 (特児1級)	特別児童 扶養手当 (特児2級)
4万1430円	9780円～ 4万1420円	▶第2子＝ 5000円 ▶第3子以 降＝3000 円	5万4000円	3万3570円

表1に該当し、児童扶養手当・
特別児童扶養手当をまだ申請さ
れていない方は、お早めに手続
をしてください。なお、手当は
申請を受理した月の翌月分から
支給されます。また、手当額・
6160
当・医療助成担当 ☎5608-
6160

所得制限額は表2・表3のお
りです。詳しくはお問い合わせ
ください。
【問合せ】子育て計画課児童手
当・医療助成担当 ☎5608-
6160

申請をお忘れなく
児童扶養手当・特別児童扶養手当

事前に電話でご確認ください

税に関する相談

税に関する相談は、書類等が
必要になる場合もありますので、
お出掛けの前に、必ず電話でご
確認ください。

なお、国税について、具体的
な事実関係を書類等で確認しな
がらの相談は、電話で事前予約
をお願いします。

■区税に関する相談

【問合せ】税務課税務係
☎5608-6008

■都税に関する相談

【問合せ】墨田都税事務所
☎3625-5061

■国税に関する相談

【問合せ】
▶本所税務署 ☎3623-5171
▶向島税務署 ☎3614-5231

国民年金保険料の納付が困難
な方のために、「保険料免除制
度」と「若年者納付猶予制度(20
歳代の方を対象)」があります。
これらの制度は、本人・配偶
者(免除制度は世帯主も)の前

国民年金保険料の免除・猶予制度

年の所得が一定基準以下の場合
にご利用いただけます。詳しく
はお問い合わせください。
【問合せ】国保年金課国民年金係
☎5608-6130

職員を募集します
福祉(保育士)
平成25年度採用の墨田区常勤
職員を募集します。
**【選考区分・採用予定数・受験資
格等】**下表のとおり**【第1次選考
日】**8月26日(日)**【採用選考案
内・申込書の配布場所】**職員課
(区役所8階)、区民情報コー
ナー(区役所1階)、各出張所、
図書館、コミュニティ会館、す
みだ生涯学習センター(東向島
2-38-7)等**【申込み】**申込書
等を直接または郵送で8月6日
(消印有効)までに〒130-86
40職員課人事担当 ☎560
8-6244へ

■25年度採用 墨田区常勤職員の募集

区分	選考区分 (職種)	採用予定 数	受験資格
Ⅱ類	福祉 (保育士)	15人程度	昭和58年4月2日～平成5年4月1日生まれで、 保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受け ている方 *国籍は不問 *資格を有する方 で都道府県知事の登録を受けていない方、または 資格取得見込みの方は、25年3月31日までに 都道府県知事の登録を受ける必要あり *取得 見込みとして受験した方が25年3月31日までに 保育士の資格を取得できないときは採用不可

①詳しくは、採用選考案内をご覧ください。



楽しみながら、環境学習をしてみませんか すみだ環境ふれあい館の夏の楽しい催し

【ジュニア・問合せ】すみだ環境ふれあい館(文花1-32-9) ☎3611-6355・☒kankyofureaikan@song.ocn.ne.jp
 * 電話受付は午前10時～午後5時(月・水曜日を除く)
 * 小学校3年生以下は保護者の同伴が必要

環境にやさしい雨水を使った「夏休みプログラム」

■雨水と石けんで地球にやさしく洗う
 【とき】7月21日(土)午後1時半～3時半
 【対象】小学生とその保護者
 【定員】先着20組
 【費用】無料
 【持ち物】学校で使用している履きなどの靴、濡れた靴を持ち帰るための袋、タオル

■雨水で草木染め「オリジナルハンカチをつくる」

【とき】7月22日(日)午後1時半～3時半
 【対象】小学生以上
 【定員】先着20人
 【費用】300円(材料費)
 【持ち物】たまねぎの皮

【申込み】事前に催し名、参加者全員の氏名・年齢、代表者の電話番号を直接または電話、Eメールで問合せ先へ
 * 汚れても構わない服装で参加
 環境ふれあい館を満喫できる「夏のお楽しみ企画」

【ふれあい館たんけんクイズ】
 【実施時間】期間中の午前10時～午後4時半に随時実施
 【内容】環境、雨水、世界の暮らしに関するクイズラリー
 ■やってみよう! 実験・探検タイム
 【実施時間】期間中の平日午後1時半～3時半
 【内容】植物等の拡大観察、打ち水など、環境について学ぶ日替わりプログラム

【期間】7月21日(土)～9月2日(日)
 * 月・水曜日を除く
 * 「夏のお楽しみ企画」に参加して夏休みポイントを集めた方には景品をプレゼント
 【対象】幼児～小学生
 【費用】無料
 【申込み】当日直接会場へ



子どもたちが安全に夏休みを過ごせるように 区立中学校PTAによる一斉パトロール

夏休みを目前に控え、子どもたちの非行防止等を目的に、各区立中学校のPTAが、本所・向島警察署や関係団体、地域の皆さんのご協力を得て、一斉に夜間パトロールを行います。

【とき】7月20日(金)午後8時～10時
 【エリア】各区立中学校の通学区域内を中心とした区内全域
 【問合せ】生涯学習課青少年担当 ☎5608-6311



出展作品を募集しています 第59回墨田区文化祭(展示部門)

【とき】11月1日(木)～3日(祝)
 【ジュニア】すみだリバーサイドホール1階ギャラリー・2階イベントホール(区役所に併設)
 【対象】区内在住在勤在学の方
 【種別・申込先等】左表のとおり
 【問合せ】生涯学習課生涯学習担当 ☎5608-6309

■墨田区文化祭(展示部門)の種別・申込先等

種別	申込先	申込期限等
絵画(先着50点)・自由作品(先着40点)	生涯学習課生涯学習担当 ☎5608-6309	7月11日から受け付け
水墨画	墨田区水墨画協会 末永重一 ☎3618-0861	9月15日
俳句	墨田区俳句連盟 秋山欣也 ☎3611-9333	9月21日
写真	生涯学習課生涯学習担当 ☎5608-6309	10月11日
陶芸	墨田区陶芸連盟 栗原綾哉 ☎3611-8166	10月14日
書道	墨田区書道連盟 石井光華 ☎3617-5577	10月20日
盆景	墨田区造景芸術連盟 配島湖蓉 ☎3612-9346	
花道	墨田区花道茶道連盟 勝倉清泉 ☎3623-4782	

① 応募作品は全部門を通して1人1点とし、未発表のものに限ります。
 ② 絵画・自由作品・写真の受付は、平日の午前8時半～午後5時です。
 ③ 展示スペース等の関係上、申込期限前に応募を締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。



身近な施設で、家族の楽しい休日 勢ぞろい! 児童館の夏のイベント

【申込み】当日直接会場へ
 * 事前に参加引換券を配布する施設
 や、事前申込みが必要な催しもあるため、詳細は各問合せ先へ

■夏のイベントの日程等

施設名・問合せ	とき
立花児童館(立花1-27-9) ☎3619-5781	7月21日(土) ▶ 午前10時～正午(受付は午前11時半まで) ▶ 午後2時～4時(受付は午後3時まで) * 参加は午前か午後のいずれかのみ
中川児童館(立花5-18-9) ☎3619-7188	7月22日(日) 午後1時半～3時半
八広児童館(八広2-38-14) ☎3611-2227	7月28日(土) ▶ 午後3時～4時(乳幼児が対象) ▶ 午後5時～6時(小学生以上が対象)
八広はなみずき児童館(八広4-27-8) ☎3617-7060	8月18日(土) 午前10時～午後4時

● 催しを近くの公園等で行う施設もありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。



子ども向け職業体験プログラムが8月から始まります アウトオブキッズニアすみだ

区では、すみだのものづくりの魅力を子どもたちに体験してもらうため、職業体験施設「キッズニア東京」の運営事業者等と協働し、子ども向け職業体験プログラム「アウトオブキッズニアすみだ」を8月から開始します。
 江戸切子、屏風、革工芸、金属加工など、ものづくりの職人に弟子入りできる貴重な体験プログラム(全9種)をご用意しています。
 ぜひ、ご参加ください。
 【エリア】区内の工房・工場【対象】4歳～15歳の子ども
 【費用】各2000円～5040円
 【申込み】事前に、JTB「旅いく」サイト【http://tabi-iku.jtbwv.com/】から予約
 【問合せ】産業経済課産業振興担当 ☎5608-6186



2年に一度の調査にご協力ください 住民意識調査

区では、区民の皆さんから区政の各分野についての意向や要望をお聞きし、区の施策の推進・政策立案の基礎資料とするため、住民意識調査を行います。
 この調査の対象となった方には、ご案内のかがきをお送りしました。区が委託した調査員が、7月中旬以降に直接、調査票をお届けし、後日、改めて調査票の回収に伺いますので、ご協力をお願いします。なお、調査結果は、本紙や区ホームページ等でお知らせします。
 【対象】住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の方1500人
 【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6221



いつでもどこでも備えて 公共用消火器の保守点検

区では、火災発生時に地域で迅速な初期消火活動を行えるよう、区内全域の主要幹線道路等に公共用消火器を設置しています。
 これらの消火器を常に良好な状態で維持管理し、事故を未然に防止するため、区の委託業者が保守点検を実施します。
 なお、この保守点検に関し、区民の皆さんに費用の請求などをすることはありません。何か不審な点などがありましたら、すぐにお問い合わせください。
 【点検期間】11月上旬まで
 【問合せ】防災課防災係 ☎5608-6206